

証券コード 8383

平成 26 年 6 月 16 日

株 主 各 位

鳥取市永楽温泉町 171 番地

株式会社 鳥取銀行

取締役頭取 宮崎 正彦

「第 150 期定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

平成 26 年 6 月 10 日付にてご送付申し上げました当行「第 150 期定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に修正すべき箇所がございましたので、当行ウェブサイトをもって下記のとおり修正させていただきます。

記

【修正箇所】（修正箇所には下線を付して表示しております）

1. 招集ご通知 59 ページ

株主総会参考書類 第 2 号議案「定款一部変更の件」「1. 変更の理由」

（修正前）

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

（修正後）

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げ及び該当する引用条文の変更を行うものであります。

2. 招集ご通知 60 ページ

株主総会参考書類 第 2 号議案「定款一部変更の件」「2. 変更の内容」

(修正前)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第21条～第26条（条文省略） （新設）	第21条～第26条（現行どおり） <u>（社外取締役の責任限定契約）</u> 第27条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。
第27条～第32条（条文省略）	第28条～第33条（現行どおり）
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
第33条～第37条（条文省略） （新設）	第34条～第38条（現行どおり） <u>（社外監査役の責任限定契約）</u> 第39条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。
第38条～第41条（条文省略）	第40条～第43条（現行どおり）
第6章 計 算	第6章 計 算
第42条～第46条（条文省略）	第44条～第48条（現行どおり）

(修正後)

前記「変更案」の条数の繰り下げにより、修正前の内容に加え、該当する引用条数の変更を追加する
ものであります。追加する内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章の2 第一種優先株式 (優先配当金) 第12条の2 当銀行は、第44条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、他の優先株式を有する株主または他の優先株式の登録株式質権者と同順位にて、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の併合または分割、株式または新株予約権の無償割当て、株主に割当てを受ける権利を与える株式または新株予約権の募集ならびにこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率（上限を8%とする）を乗じて算出した額の金銭（以下、「第一種優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該基準日の属する事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して第12条の3に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 (以下省略) (優先中間配当金) 第12条の3 当銀行は、第45条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、他の優先株式	第2章の2 第一種優先株式 (優先配当金) 第12条の2 当銀行は、第46条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、他の優先株式を有する株主または他の優先株式の登録株式質権者と同順位にて、第一種優先株式1株につき、第一種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の併合または分割、株式または新株予約権の無償割当て、株主に割当てを受ける権利を与える株式または新株予約権の募集ならびにこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率（上限を8%とする）を乗じて算出した額の金銭（以下、「第一種優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該基準日の属する事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して第12条の3に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 (以下省略) (優先中間配当金) 第12条の3 当銀行は、第47条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、他の優先株式

を有する株主または他の優先株式の登録株式質権者と同順位にて、第一種優先株式1株につき、第一種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（本定款において「第一種優先中間配当金」という。）を支払う。 第12条の4～第12条の9（条文省略） （除斥期間） 第12条の10 第46条の規定は、第一種優先配当金および第一種優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。 第2章の3 第二種優先株式 （優先配当金） 第12条の11 当銀行は、第44条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第二種優先株式を有する株主（以下「第二種優先株主」という。）または第二種優先株式の登録株式質権者（以下「第二種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、他の優先株式を有する株主または他の優先株式の登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額に、第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率（上限を10%とする）を乗じて算出した額の金銭（以下、「第二種優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該基準日の属する事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して第12条の12に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 （以下省略） （優先中間配当金） 第12条の12 当銀行は、第45条に定める中間配	を有する株主または他の優先株式の登録株式質権者と同順位にて、第一種優先株式1株につき、第一種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（本定款において「第一種優先中間配当金」という。）を支払う。 第12条の4～第12条の9（条文省略） （除斥期間） 第12条の10 第48条の規定は、第一種優先配当金および第一種優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。 第2章の3 第二種優先株式 （優先配当金） 第12条の11 当銀行は、第46条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第二種優先株式を有する株主（以下「第二種優先株主」という。）または第二種優先株式の登録株式質権者（以下「第二種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、他の優先株式を有する株主または他の優先株式の登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額に、第二種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率（上限を10%とする）を乗じて算出した額の金銭（以下、「第二種優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該基準日の属する事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して第12条の12に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 （以下省略） （優先中間配当金） 第12条の12 当銀行は、第47条に定める中間配
---	---

当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、他の優先株式を有する株主または他の優先株式の登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式1株につき、第二種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（本定款において「第二種優先中間配当金」という。）を支払う。 第12条の13～第12条の16（条文省略） （除斥期間） 第12条の17 第46条の規定は、第二種優先配当金および第二種優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。	当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、他の優先株式を有する株主または他の優先株式の登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式1株につき、第二種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（本定款において「第二種優先中間配当金」という。）を支払う。 第12条の13～第12条の16（条文省略） （除斥期間） 第12条の17 第48条の規定は、第二種優先配当金および第二種優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。
--	--

以上